

測量CPD学習履歴証明書の国及び地方公共団体等における活用状況

2020年6月1日現在

活用機関	活用対象
国土地理院	測量業務におけるプロポーザル方式及び総合評価方式において、配置予定技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上を評価
関東地方整備局	総合評価落札方式(標準型)等において、管理(主任)技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上を評価
中部地方整備局	プロポーザル方式、総合評価落札方式において、管理(主任)技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上有する者を2点として評価 10～20ポイント未満を1点として評価
中国地方整備局	プロポーザル方式、総合評価落札方式において、管理(主任)技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上有する者を1点として評価 4～20ポイント未満を0.6点として評価
四国地方整備局	総合評価落札方式(標準型)等において、管理(主任)技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上を評価
九州地方整備局	総合評価落札方式(標準型)等において、管理(主任)技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上を評価
北陸農政局	予定管理技術者の経歴等で「予定管理技術者の能力」としてCPD取得証明書(過去3カ年分)の提出(参加証明書に添付)を求める。
宮城県管内土木事務所	宮城県建設関連総合評価落札方式(簡易型・標準型)において、落札候補者となった時に提出する総合評価の技術資料のうちCPD各団体の発行する継続教育(CPD)の証明書の写しの提出を求める。
東京都	建設局設計等委託契約に係る総合評価方式(技術実績重視型)試験施行において、配置予定技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上を評価
長野県	総合評価に係る測量業務発注において測量CPDを評価項目として採用。
静岡県	プロポーザル方式、総合評価落札方式において、予定技術者の評価として、CPD取得単位証明書の提出を求める。 20ポイント/年以上を評価
奈良県	次年度測量業務に係る入札参加資格申請時において、申請時に雇用されている測量士・測量士補のうち、測量CPDポイント(過去5年間)を取得している測量士・測量士補について測量CPD技術者証及び学習履歴証明書の提出を求める。
兵庫県	建設・測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請に係る追加報告書類に「CPDの単位取得の報告」の提出を求める。
鳥取県	「鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要領」の指名業者の選定基準において「CPDデータ登録者の数」が選定基準の一項目として規定されている。
札幌市	測量業務について総合評価落札方式を導入するとともに、配置予定技術者がCPD20ポイント/年以上取得している場合に加点評価する。
千葉市建設局	「総合評価落札ガイドライン」において、「配置予定技術者について千葉市が認定する運営団体のCPD制度において、13単位以上の取得実績を有していること。」が規定されている。
広島高速道路公社	測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式において担当技術者の能力としてCPDの取り組みを評価点として採用。

注)詳細については各機関のHP等を参照願います。